

【案】

給食調理業務等委託契約書

沖縄県立与勝緑が丘中学校 校長 (以下「甲」という。) と、
(以下「乙」という。) とは
沖縄県立与勝緑が丘中学校の給食調理業務等の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

(総 則)

第1条 甲は、沖縄県立与勝緑が丘中学校給食調理業務等（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は別に定める甲の調理業務等委託に関する仕様書に基づきこれを受託する。

(契約の期間)

第2条 この契約期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。
本業務は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約である。

(衛生管理)

第3条 乙は、衛生管理に万全の注意を払い、常に誠意を持って良心的に本契約の遂行に努めなければならない。

(委託業務の履行場所)

第4条 委託業務の内、調理業務履行場所は沖縄県立与勝緑が丘中学校、学校給食調理場とする。

(委託業務の範囲)

第5条 委託業務の通常範囲は次のとおりとし、範囲外の業務については、その都度甲乙誠意を持って協議するものとする。

- (1) 甲の給食調理に関する業務
- (2) 調理器具類、食器類の洗浄、消毒、保管に関する業務
- (3) 調理施設、設備の保守管理に関する業務

(給食及び舎食材料・献立の作成)

第6条 給食に係る献立作成等については甲（学校栄養職員）が行い、食材料の発注等については甲の責任において行い、乙が確認するものとする。また乙は、甲の指示に従い調理業務等に従事する。

(調理業務等委託料及び経費の内訳)

第7条 甲は、調理業務等委託料として、

総額 円 (内消費税額 円)

年額 円 (内消費税額 円)

月額 円 (内消費税額 円)

を、乙に支払うものとする。

2 乙は、当該実績月の委託料を翌月初めに甲へ請求し、甲は乙の適法な請求書を受領した月の末日までに乙へ支払うものとする。

3 経費の内訳については、人件費・検診料・検便料・配送料・喫食者賠償責任保険料・消耗品等(被服費等)・維持管理費とする。

4 本契約において、契約期間中途において消費税等の率が改正された場合には、甲乙協議のうえ、改正後の税率により定めるものとする。

(契約保証金)

第8条 沖縄県財務規則第101条による。

(食器・調理用器具類の保管)

第9条 乙は甲から預かり受けた食器類について、乙の過失により破損及び故障、紛失した場合には乙の負担とする。

(受託要件)

第10条 乙は、次の要件を満たし、かつ維持していなければならない。

(1) 県内の学校・病院・社会福祉施設の1回あたり100食以上の集団給食を5か年以内に受託した実績があること。

(2) 過去5か年間に食中毒事故がないこと。

(守秘義務)

第11条 乙または乙の従業員は、甲の定める規則を遵守するものとし、委託業務にて知り得た甲及び利用者の内部事項について、第三者に漏洩してはならない。

別紙、個人情報取扱特記事項を遵守するものとする。

(禁止事項)

第12条 乙は、書面により甲の承諾を受けた場合を除き、第三者に対して、委託業務の運営の全部または一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生ずる権利義務を譲渡してはならない。

(損害賠償)

第13条 乙は、乙の責に帰すべき事由により、甲または利用者に損害を与えた場合は、その一切の損害を賠償する。

(契約の解除)

第 14 条 甲は、乙が次の各号いずれかに該当したときは、ただちに本契約を解約する事ができる。

- (1) 乙がこの契約の定めに重大な違反をしたとき。
- (2) 飲食物の内容、衛生またはサービス等の著しい不良、管理の放漫等により、乙の委託業務を不適格と甲が認めたとき。
- (3) 乙の責に帰すべき事由により、乙が営業処分を受けたとき。
- (4) その他乙に著しく不都合な行為が生じたとき。
- (5) 契約開始年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合。

2 甲は、第 1 項第 1 号から第 4 号までの定めにより、当契約を解除する場合は、違約金として第 7 条第 1 項に定める契約金総額の 100 分の 10 に相当する金額を徴収する。ただし、履行済みの分に相当する金額は違約金の計算に算入しないものとする。

(解約に伴う補償等)

第 15 条 甲は、前条の定めに基づき契約を解約したときは、乙に対する損害賠償、その他一切の補償を行わない。

(乙の業務従事者の災害に対する措置)

第 16 条 乙は、委託業務の履行に関し生じた乙の委託業務従事者の災害については、全責任をもって措置し、甲は何ら責任を負わない。

(乙の法令上の責任)

第 17 条 乙は、委託業務従事者に係る労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の規定その他による労務に関する一切の責任を負わなければならない。

(委託業務従事者の規律維持)

第 18 条 乙は、乙の委託業務従事者の身上、風紀、衛生及び規律の維持に関して一切の責任を負い、甲が乙の委託業務従事者について不適当と認めるときは、甲乙協議のうえ善処するものとする。

(一括再委託の禁止)

第 19 条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得て業務の一部を委任する委任する場合はこの限ではない。

(再委託の相手方の制限)

第 20 条 乙は、甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得て業務の一部を委任する場

合はこの限ではない。

- 2 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 乙が第1項及び第2項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。

(排除対象者と判明した場合の契約解除)

第21条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(下請負契約等に関する契約解除)

第22条 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。)及び再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。)並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が、排除対象者(前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第23条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な

協力を行うものとする。

(協議事項)

第 24 条 この契約に定めない事項及びこの契約の各条項の解釈において疑義が生じた場合は、その都度誠意を持って協議にあたる。

この規約締結の証として本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 8 年 3 月 日

甲 沖縄県うるま市勝連平安名 3248
 沖縄県立与勝緑が丘中学校
 校 長

乙